

VI 弁護士会の運営に関する諸問題

1. 会員サービスについて

(1) 弁護士業務妨害対策

ア 弁護士業務妨害の実情

2010（平成22）年6月には、横浜弁護士会所属の前野義弘弁護士が、また、同年11月には秋田県弁護士会所属の津谷裕貴弁護士が、それぞれの弁護士業務の相手方に襲われて命を落とした。

また、2013（平成25）年8月には京都弁護士会元会長が、かつての依頼者に刺され、全治2カ月の重傷を負うという事件も発生した。

これらの痛ましい事件以外にも、弁護士あるいは事務職員を狙った業務妨害事案は後を絶たないというのが実際である。

しかしながら、それらの妨害に屈しては弁護士の職務は成り立たず、その結果、当事者の権利や利益を守ることはできない。そこで、弁護士同士が協力しあい、時には警察とも連携しながら、卑劣な弁護士業務妨害に立ち向かうことが必要である。

イ 事務所の常時施錠の必要性

(1) 弁護士業務妨害のなかでも特に重篤な被害が生じやすい類型として、アポなし訪問者からの襲撃が挙げられる。2007（平成19）年3月には、兵庫にて、事務職員の頭部を金槌で殴打して頭がい骨骨折の重傷を負わせたほか、同年9月には、大阪において、ハンマーで事務職員の頭部を殴打して殺害した事件が発生している。前述の前野弁護士もまた離婚訴訟の相手方がアポなしで事務所を訪問してきた際に殺害されている。

これらの事件のように、弁護士ないし事務職員に対して危害を加えようという意思を持って事務所を訪問する場合には、凶器を携行している可能性が高く、事務所に入れてしまうとそれだけできわめて危険な状態を招くことになる。

(2) そのような事態を未然に防ぐためにも、事務所の常時施錠こそが有効である。さらには、モニター付インターフォンを設置し、来訪者の姿を確認してから開錠するようにすればより安全である。

とはいえ、法律事務所の敷居を低く保つためにも、広く市民に開放された法律事務所を目指すべき、という意見も依然根強い。

しかし、先にあげたような重大な被害が生じてからでは取り返しがつかないのであって、クライアントに対しては、弁護士業務妨害の凶悪化という事情を説明したうえで、常時施錠に対する理解を求めていくべきではなかろうか。近時は常時施錠を導入している法律事務所も増えてきており、クライアントからは、入室に不便があるという不満よりも、むしろ事務所内のセキュリティが改善したことを評価されたという声もある。

(3) なお、注意しなくてはならないのは、常時施錠をするのであれば、開錠のルールも徹

底しなければならないということである。紛争の相手方がアポなしで訪問してきた場合には、ある種の覚悟をもって訪問していることが多く、結果としてトラブルに発展する可能性が高いといえるため、断固として入室を拒否すべきである。そのうえで、会うのであれば別の日程（と場合によっては事務所外の場所も）を設定するなど、慎重に対応すべきである。

また、すでに調停や訴訟といった手続が進んでいるのであれば、任意の交渉を拒否する正当な理由にもなりうる。依頼者への攻撃はもちろん、弁護士に対する攻撃が予想される場合には、早急に調停を申し立てたり訴訟を提起することで、任意の交渉を回避することも積極的に検討すべきである。

ウ 事務局との意思疎通の強化

全国法律関連労組協議会は、2011（平成 23）年に、事務職員を対象として業務中に感じた身の危険について回答を求めるアンケートを実施した。その結果を見ると、弁護士と事務職員との事務所セキュリティに対する意識のギャップが顕著であった。何らかのセキュリティ対策を提案しても実行してもらえない、弁護士の留守中の突然の来訪者の対応が不安である、などといった切実な声が上がっていた。

通常、電話や来客に最初に対応するのは事務職員である。その事務職員と、弁護士との間で事務所のセキュリティに対する意識にギャップが生じるのは自然かもしれないが、入口に近いところにいることから、事務職員の方が弁護士よりも危険にさらされているということを認識する必要がある。

そこで、先に提案した入口の常時施錠とともに、事件関係者の危険情報をぜひ弁護士と事務職員（厳密にはそれに限らず他の弁護士も含めたスタッフ全員）で共有されたい。具体的には、弁護士は危険な事件を受任した際には事務職員に伝え、以後の進捗も可能な限り細かく伝えるようにする。また、事務職員にも、電話対応などで異変に気が付いた場合には、些細なことでも必ず報告するように徹底する。

エ 弁護士名を騙る詐欺行為の多発

最近の業務妨害事案の特徴として、「法務省管轄支局・国民訴訟お客様管理センター」を名乗り、未払料金の支払いのために弁護士を紹介すると言って弁護士費用を請求するという詐欺事犯が目立っている。このほか、事務所ウェブサイトとそっくり同じデザインの別のウェブサイトを立ち上げ、あたかも実在する弁護士かのごとく振る舞い、架電してきたものに対し弁護士費用を請求するという事犯も報告されている。

これらは、実在する弁護士の名を騙っていることから、被害者が弁護士の名前のみを調べると信じてしまう可能性があるという点で巧妙な詐欺類型である。

この種の詐欺グループに名前を騙られていることを覚知した場合には、

- ①事務所ホームページを開設しているのであれば、ホームページ上にて、そのような

団体とは無関係である旨を告知し、詐欺に対する注意を喚起する。

- ②事務所に問い合わせがあった場合にも、団体と無関係である旨を明確に伝えるよう事務所のスタッフに指示する。また、連絡先を聞くとともに、詐欺グループから契約書に似せた書類が送られてくることが多いので、それらの書類の原本の提供をお願いする。

- ③警察への被害届の提出や告訴を積極的に行う。

といった対応が必須である。仮に、これらの対応をせず、漫然と放置していると、詐欺被害を拡大させたとして損害賠償請求や懲戒請求を受ける可能性も否定できないのではないだろうか。

また、警察に被害届の提出や告訴をするにあたっては、証拠書類として詐欺グループが被害者へ送った書類の原本が重要になるので、被害者より指紋の保全に留意しつつ提供してもらおうことも考えられる。弁護士名で作成され、押印された文書が送られていることが多く、有印私文書偽造、同行使で被害届を提出したという事例もある。

オ インターネットによる業務妨害への対策における注意点

- (1) インターネットの目覚ましい発達により、インターネット上での弁護士に対する業務妨害もまた過激化・巧妙化しながら増加の一途をたどっている。弁護士は、だれもがインターネット上で業務妨害を受けるリスクがあることを認識する必要がある。
- (2) 弁護士がインターネット上の誹謗中傷記事の削除のための手続（発信者情報開示請求など）を行うことで、攻撃の対象が代理人である弁護士に向くことがある。また、弁護士に依頼して法的措置をとったことで逆恨みされ、依頼人への誹謗中傷が激しくなることもある。そのような二次被害を小さくするためにも、削除対象の記事の内容や投稿者の属性を考慮に入れ、それらの手段には相応のリスクがあることを依頼人に説明する必要がある。
- (3) また、インターネット上での個人情報の管理にも注意したい。昨今のSNSの発達で、弁護士個人はもちろんのこと、家族や自宅に関する情報へのアクセスが容易になっているように見受けられる。弁護士がインターネット上での攻撃の標的とされた場合には、それらの情報を利用され、家族構成や自宅住所が公にされるおそれがある。

そのような事態を避けるためにも、個人情報のインターネット上での管理をいまいちど確認していただきたい。

カ 最後に

弁護士として日常の業務を遂行するにあたって、どうしても業務妨害の可能性は存在する。そのような中、その可能性を少しでも減じるためにも、本稿にて提案した対策をご検討いただきたい。また、東京弁護士会弁護士業務妨害対策委員会は、2016（平成28）年8月に「常時施錠から始まる～事務所のセキュリティハンドブックー事務所襲撃型妨害に

備える一」を発行しているのでぜひ事務所内でご検討のうえ、事務所のセキュリティ向上のためにご利用いただきたい。

また、実際に業務妨害を受ける予兆を察知したら、あるいは業務妨害が実際に発生した場合には、東京弁護士会弁護士業務妨害対策特別委員会が運営する東京弁護士会弁護士業務妨害対策センターに対して支援要請を行い、支援を受けることも可能である。具体的な支援内容としては、事務所のセキュリティのチェック、警察署への被害相談の同行、警備要請及び告訴手続、妨害者に対しセンターの弁護士が代理人となって訴訟追行及び仮処分等の法的手続を行うことなどが挙げられる。

弁護士業務妨害には、「屈しないこと、支えあうこと」こそ何より重要である。弁護士同士で協力し、勇気を持って業務妨害と対峙していくべきである。

東京弁護士会業務課が担当窓口となっているので、支援が必要なときはためらわず連絡されたい（電話：03-3581-3332）。

以上